令和２年２月28日

磐田市教育委員会

文部科学省から、全国の学校に対して一斉臨時休業を要請する通知がありました。

磐田市教育委員会では、児童生徒の健康を第一に考え、下記のとおり対応することにしました。

なお、児童生徒の休業期間中の過ごし方については、自宅で過ごすことを基本とし、人の集まる場所への外出は避けるよう、各家庭においてご指導等をお願いします。

**１．市立小・中学校の休業期間**

３月４日（水）から春休みまでを臨時休業とします。

※３月２日（月）及び３日（火）は、通常登校とします。

※終期については、状況によって変更があり得るものとします。

**２．市立小・中学校の卒業式**

出席者を必要最小限の児童生徒、保護者及びＰＴＡ役員に限定して実施します。

**３．市立小・中学校の給食**

本年度は、３月３日の実施をもって終了します。欠食分は後日返金等します。

**４．休業期間中の登校**

次の２点については、感染予防措置を行った上での登校は可能とします。

①公立高校の合格発表日（３月13日）の中学３年生の登校。

②児童生徒への連絡等、各校の実情に応じた臨時的な登校（学年別の実施や時差登校など配慮して行うものとします）。

**５．中学校の部活動**

休業期間中は中止とします。

**６．子どもの居場所確保が困難な家庭への対応**

放課後児童クラブは、休業期間中、午前８時から午後６時まで開所します。

放課後児童クラブを利用していないご家庭で、子どもの居場所確保がどうしても難しい場合は、学校に相談してください。

**７．休業期間中の家庭生活**

家庭での学習及び過ごし方について、全小・中学校から保護者へ通知します。

**８．その他**

①国・県、他自治体の動向を引き続き確認し、随時対応していきます。

上記は、２月28日時点における方針であり、今後の状況によって変わる可能性があります。